

初の鹿児島地区

代議員会を開く

臨時号

催された。
（写真は、鹿児島空港より望む桜島の雄姿）

て地区別代議員会を二年前から東京・大阪・名古屋で地区別に開催してきたが、昨年度、「鹿児島県支部青年部会」（部会長・奈須容庚君、会員三十七名）が団体加入了のを機会に、鹿児島地区代議員会開催を企画し、八月七日の第一回理事会の承認が得られたので、同日奈須部会長に対しても、その準備をお願いした。

地元では、日税連主催の統一研修会日程の都合もあり、又、せつかくの機会でもあるという配慮から全会員に部会の招集をし、地区別代議員会に全員の出席を求めるよう努めました。

八月十七日（火）、鹿児島市の中心部にある鹿児島県産業会館の南九州税理士会鹿児島県支部事務局の会議室で午前十時から午後三時まで長時間にわたって開催され

地元では、日税連主催の統一研修会日程の都合もあり、又、せつかくの機会でもあるという配慮から全員に部会の招集をし、地区別代議員会に全員の出席を求めるように努力した。

代議員制度の実効化を目的として地区別代議員会を二年前から東京・大阪・名古屋で地区別に開催してきたが、昨年度、「鹿児島県支部青年部会」（部会長・奈須容庚君、会員三十七名）が団体加入したのを機会に、鹿児島地区代議員会開催を企画し、八月七日の第一回理事会の承認が得られたので、同日奈須部会長に対して、その準備をお願いした。

三、全国青税連に対する要望の件

二、商法、税理士法改正問題に 關する件

「我々は東京から遠く離れた所に居て、東京の情勢にうといので、せつかく本部から村田会長がみみたので、この機会に中央の話をしたい」との挨拶があり、議題に入った。

◆ 理想と現実の問題は、社会的一面からみても、やはり基本的命題である。

卷之三

の説明から、八月七日の第一回理事会で決定された本年度各部事業計画の報告に入り、中心テーマは、商法改悪反対運動の経過説明であった。

全般的な説明の後、質疑応答の形式で進められたが、その主なものは次の通りであった。

(1) 日税連の正副会長会の構成と その運営の動きについて

(2) 木村日税連会長誕生のいきあわせについて

(3) 商法改悪反対運動の途中、七

●われわれが、商法問題等に対し
その見解を主張するのは、無責任
に、理想論を弄しているのではなく
く、実現可能な理想像に邁進しな
ければ、社会機構にとり残され、
やがて将来には、税理士制度が壊
滅してしまうことを、社会とわれ
われのため、懼れるからである。

我が友**内田英一君**

(神奈川)

七十余名の会員とする神奈川青税クラブの中、頗る先輩を紹介する所、まず内田英一君を上げねばなるまい。

見るからに温厚な紳士、もの静かな語り口に、誠実な人格がしかばれる。が……彼が指摘する内容は、ズバリ本質にふれるきびしがある。ニッコリ笑つて的を射る大変トクな人ではある。

朝日源吾氏の下で、東京地方会の理事、として、とくに税理士法改正問題に取組んでいたが、青税連の法改正要綱にそつて、孤軍健

第四回定期代議員総会で、連盟規約が、全国的見地から、眞の全國青税連に発展させたいとの目的をもって、大幅に改正された。この事実は、全国青税連を支えている会員総意の声を反映せたものであり、組織自体も、それなりの発展をしてきた歴史的背景があつたからである。

創設期にみられた各連盟の連絡協調を基本とした協議会の全国青税連から脱皮したこと意味する。

そして、全国青税連の方向づけが我々の憲法ともいべき連盟規約に明定されたことである。

改正された主要点は、第一條の「税理士制度の發展強

主張 税理士制度の發展強化こそ

化」が掲げられた点と個人加入会員が連盟規約上に团体と同時的に明示された点である。

全国青税連の目的は連盟規約第二条に三つの目的を掲げ改正前は、「税理士制度の發展強化」が

化」が掲げられた点と個人加入会員が連盟規約上に团体と同時に明示された点である。

この事実は、全国青税連を支えている会員総意の声を反映せたものであり、組織自体も、それなりの発展をしてきた歴史的背景があつたからである。

发展強化」の目的を掲げているからである。他の研修、親睦、連絡等の目的はそれ自体が目的という

より、第一目的の「税理士制度の發展強化」を達成する為、第一

目的を組織的に効果あらしめる為

发展強化」の目的を掲げているからである。他の研修、親睦、連絡等の目的はそれ自体が目的という

ことは当然だが、末川博士も記念講演で述べられた「一人一人の力は小さいが、これを結集すれば大きな力となる。力を結集すること

が第一で、全国青税連はこの力の結集に有効である」ということをもう一度認識し、青年税理士の個々の言動を全国青税連に集結させ、大きな力としなければならない。

その為には、組織体そのものの拡大強化しなければならない。

我々は組織強化と同時に、組織の在り方を考へ、時代に即応したことは單に目的の順列を組み替えただけではない。

入選作は優秀論文三点を審査委員会で選び五周年記念特集号で発表し、賞状と記念品を贈呈します。

昭和四十六年十月三十日
(締切日)
(字数)

十五字づめ二十行原稿用紙で
一枚以内(六千字以内)

(送付充)

連盟本部まで

(註)

会報第十号、当記事中の字数欄に行数がもれていますことを、

深くお詫びいたします。

なおテーマについては、いろいろご意見があると思いますが、自由に書いて下さって結構です。

(広報部長)

斗また健斗。われらが青年の声をよく代弁してくれている。

個人加入会員の代議員
十月八日の第二回理事会で次の会員が代議員に選任された。

西川 広(岩手)・内沢弘幸(長野)・松木義文(長野)・以上は本人申込み。

斎藤良昭(高知)・松枝弘(福岡)・内海正清(香川)・藤曲憲紹(静岡)・船守清史(鳥取)・西村健(広島)・能生富治(石川)・若泉民部(茨城)・近藤博(新潟)・川真田一男(徳島)・三浦守(山形)

広報部では全国青税連創設五周年を記念し、特集号を企画していますが、広く会員諸兄より左記のテーマで小論文を募集しますのでご協力下さい。

五周年記念の 論文を募集

日連46第403号
(業第64号)
昭和46年9月17日

全国青年税理士連盟
会長 村田 昭 殿

日本税理士会連合会
専務理事事務取扱 北川 孝

貴連盟「申入れ書」(昭和46年8月23日付)に対する回答

お申入れにかかる、「商工会等の経営指導員に対する臨時の税務書類作成等の資格付与に関する件」につきましては、過般、日本商工会議所及び全国商工会連合会より要望があり、本会の前正副会長会で採りあげ検討致しました。

その結果、まず商工会等の指摘にかかる「商工会、商工会議所の地区であって税理士の皆無の地区」が果してあるかどうか等につき各税理士会を通じ実態を調査、把握するとともに、税理士法の見地からその違法性の理論武装をするとの一応の結論を得、直ちにそのための措置を講じたわけあります。

その後、本会の新執行部発足とともに、新度部、指導部においてそれぞれ本件を探りあげ検討中であり、また、各会依頼にかかる実態調査も9月中には出揃う予定となっております。

日税連では、昭和38年10月のいわゆる三者協定の趣旨に基づき、指導所の設置等小企業納税者対策を進めてきており、本件は、その一環として密接に関連するばかりでなく、税理士法第50条の例外的制度の検討という極めて重要な問題を擁しており、税理士制度を混迷に陥れる虞れがあるものとして看過できないことは、貴連盟ご指摘のとおりであります。本会では、上記のとおり、近くそれぞれの所管部からの資料提出をまって、正規機関に付議したうえで確固たる方針と対策を講ずる所存でありますので、ご了承いただきたくお願い旁回答申し上げます。

日本税理士会連合会
会長 木村 清孝 殿

昭和46年8月23日
全国青年税理士連盟
会長 村田 昭

申し入れ書

今般、日本商工会議所及び全国商工会連合会より経営指導員に対する税務書類の作成等の資格付与に関する申し入れがなされたと聞きおよんでいますが、もし、この申し入れを許すならば偽税理士排出の温床と化すばかりでなく、日税連自ずから税理士法第50条違反を認めることになります。更に重要なことは、付加価値税導入の体制整備との関連でとらえる必要があり、税理士制度を混迷に落し入れるものと言わなければなりません。

特に、臨時税理士の例外的制度の廃止は日税連の第二次試案でも要望していることでもあり、これに逆行するような税理士法第50条の拡大への道は、我々の絶対に許容できないところであります。(なお、臨時税理士の申請者は限定列举されており、今回、申し入れした日商等は、いかなる理由があるにせよ申請者には該当しません)

日税連は早急に毅然たる態度で、この申し入れを拒否し、あわせて税理士による小企業納税者の指導体制確立をはかるよう強く申し入れます。

この重要性にかんがみ、9月10日まで文書にてご回答を賜りたく、切にお願いする次第です。

以上

申し入れ書に関する経過説明

本年度第一回の理事会(八月七日・東京)で臨時税理士問題が採り上げられ、日税連に申し入れ書を提出し、回答を入手することが決議され、その原案を村山副会長が作成、村田会長が九州に出向中だったでの、寺沢東京青税連会長が補正して、会長の帰京を待ち、再びねりなおし、最終的に申し入れ書の文章を作成した。北川副会長の、回答を出すとの言質をとつて、北川副会長との対談でとり上げ、九月二十二日午前十時五十分に速達で連盟本部に到達した。

商法改正に反対する理由

日本税理士会連合会
商法改正対策委員長　波多野重雄

法務省立案の「商法の一部を改正する法律案」のうち、

資本自由化に対処する改正案の規定を除き、その本筋の監査制度改

の商法部会の審議の過程でも論議されたということはきいているが、この考え方は学者の中には多く監査を行つていって、も公認会計士は監入する点は原案に

お伺いし
わが会の反対理由を陳述し、少くとも法案作成により込んで貰うようお願ひしたが、遂に大蔵、法務立案の要綱として、発表された。その後激しい、われわれと中小企業団体との共闘により今春、一億円以下の株式会社分離作戦を当局はとらざるを得なかつた。

語を口にせしものに、一冊は「上場」されてゐる公開会社を基準に分岐点とした方がより妥当性はあると考えられる。

商事の基本法での規定の仕方は適切でないといわざるを得ない。むしろ公開性の原則を適用して、紛糾解決等防止目的で多くの債権者保護

いようである。が經濟社會の著しい時代に、資本主義は余りに形式的であり人為的なのでこの規定の仕方には反対せざるを得ない。賛成論者は他の登記事項、法

として監査役にれい屬する形となり、現在の証取法に基く監査人としての独立性はいちじるしく低落するものといわざるを得ない。この二点もわれわれは早くから反対の的となつてゐる。

略

一、公認試驗士
三、稅理士試驗

銀行の代理一括で登録
つ
認会計士も登録すること

公認会計士特例法で計理士より税理士へと転換された歴史的経過と近くの
多くの輩出した歴史的経過と近くの
行した推移等で当時は公認会計士と云ふほども九九%税理士業務を行っておった
ことこの配分の順序も納得できないことはない、ともあれ、第三者性を有する
公認会計士と納税者の代理人制を有する税理士では、その本質的性質が違うのは明白だが、証
券取引法、公認会計士法では税理士業務を利害関係として明定しておらず、ましてや公認会計士の監
査証明をうる監査証明省令第二条によると

ンケートによると商法監査に移行の希望大となつてゐる。これはむしろその分だけ税理士業務拡大につながる当局の説明だけでは多くの税理士が納得しないだろう。彼らの多くは税理士業務に定着しており、零細業者（個人青色申告

できした儘では済まされまい。当局は行政指導をして今後税理士業務から脱皮して公認会計士本来の仕事に振り向けるよう努力し、ア

と公認会計士が監査会社の法人申告書に記名捺印して提出しているものもあるときくに及んでは言語同断のあるまいといわざるを得ない。従つて商法に公認会計士導入

第五項リ公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別利害関係についても……公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合とバクとして規定しこの場合も税理士業務を排除して

利害関係の規定を骨抜きにしてしまひ、監査法人のタライ廻し税理士業務ができる条文にはあ然とせざるを得ない、こんなことで監査の強化につながるか甚だ疑問である。

次

に親会社子会社の規定は連結財務諸表想定の規定であり、近く連結納税申告制度導入の布石としてわれわれ税理士排除の法律となる事は明らかであり同時に、民主的申告納税制度の崩壊につながるともいえ、おそらくに条文を見つめるわけにはゆかないのである。商法への安易な妥協論を唱える人々に警鐘を打ちならしたのでない、社会の為に改正するのだという、もっともらしい私共の仲間の空々しい言葉も、もうききあきた、もっと真直ぐに改悪点を打ちくだく強い態度が必要である。

更に小商人の規定でも現行第八条で小商人に商業帳簿に

関する規定の不適であるも商法中改正法律施行法第三条（小商人の範囲）第八条の小商人とは資本金額二千円に満たざる商人にして会社に非ざる者をいう。と規定してあり改正案第三条リ商人ハ當業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿ヘ貸借対照表及損益計算者ヲ作ルコトヲ要ス商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とある。学者は正規の簿記の原則を適用するにこれは訓示規定と云つてはいるが、果して青色小企業者に復式簿記の原則を法定する氣である。

でいるのか法務当局の立法はますますおかしく考えられ、私共毎日指導をしている中小青色個人業者の身辺いきばかりかと思う時、又一緒に改悪反対を唱え粉碎に立てるべき目標を次から次へ与えておるようなものだ、机上の空論より実務界のわれわれの眞の声をきいて貰いたい。

青税連に望むこと

大阪青税連 松本茂郎

全青税の副代表と大青税の代表幹事の任期が終つてから一年余が

経ちました。この間、四十歳を超えた大青税の特別会員として全青税と関連する活動に参加し、あるいは見てきたわけです。その間に感じた点を述べてみます。

二、広報活動について

一、特別会員として感じた最大のものは、全青税と大青税の広報活動の不足です。機関紙は、組織の動脈であり、執行部と会員をつなぐパイプです。一会員になつてみると執行部の方針を詳しく、一刻も早く知りたいと思います。時期の遅れた機関紙程意味のないものはありません。また、税理士会では形式的な決議事項の報道が眼につきます。そして個人論文に安易に依存する傾向が強いと思いません。会議の決定を形式的にではなくて内容を報道してもらいたいものです。広報活動は、昭和四六年度が始まって徐々に改善されるきさしがあるので期待したいところです。

三、年齢制限の意味について

大青税のような年齢制限が是非か、いろいろ議論のあるところですが、二つの問題点があると思います。一つは、四十歳を超えた

会員の中にも多くの人たちが特別会員に残らずに青年税理士連盟と関係がなくなることです。それは根本的には、特別会員は発言権以外に会員としての基本的な権限がない特別会員間における組織的な関係もないという状態に基づくものであります。何か適当な方向が見出せないものか。且下、大青税の執行部が検討を開始していると聞いていますのでこれもその結果に期待しなければなりません。第二

みると執行部の方針を詳しく、一刻も早く知りたいと思います。時期の遅れた機関紙程意味のないものはありません。また、税理士会の問題点は、年齢制限の長所です。企業もそうですが、あらゆる組織は新陳代謝なくしては発展することはできません。青年とは、年齢ではなく、精神の若さが本質であるということがよく言われます。しかし、組織にとって必要なことは、幹部や活動家の新陳代謝年齢ではなく、精神の若さが本質であるということがよく言われます。古い、経験を積んだ幹部や活動家が卒業し、その後を新しいことは、幹部や活動家の新陳代謝です。古い、経験を積んだ幹部や活動家が卒業し、その後を新しい組織のない会員が、幹部や活動家として組織を担つて行くことが組織の発展に必要なことだと思います。新しい活動家が次々と輩出することを保障する条件は、古い幹部や活動家がないといふことであります。組織の方針は正しいことが非常に大切ですが、いくら方針が正しくてもいつも同じような顔ぶれで同じようなメンバーの発言が目

立つようではその組織は遠からず停滞するでしょう。私は、大青税の活動の中で新陳代謝こそが組織の発展の原動力であると認識しました。

四、全国青税連の全国的な組織拡大について

商法改悪反対運動における七会の会長の背信行為や日税連会長選挙をめぐって税理士会会長への批判が高まっています。しかし、誰も会長を批判しただけで日税連の民主化ができるとは思わないでしょう。そのような発想自体が非民主的ですから。日税連の民主化は各単位会の民主化なしには成立しません。各単位会の民主化は、結局は、地道な持続的な、そして長期的な努力によって会員一人一人の意識の変革にまたねばなりません。その点に関して、全青税の個人会員と一部团体加入が、村田会長を中心とした役員の努力によつて次第に成果を収めて、二百数十名が東京、名古屋、大阪以外の地域で全青税に参加されたことは、最も喜ばしいことといわねばなりません。種々の欠陥があるとはいひ、秀れた組織活動と理論の尊重の特色を持つ全青税が日税連の改革の中心となることを望みます。

全国情缘网

税理士会の主張とし

—北川日税連副会長と

当然でしょうね。効果的に行うと
いうことは、弾力的に効果的に行
うということで、例えば、今度新
しく打ち出したのは、特例の是非
は別として、公開会社、非公開会
社に注目して、従来、緑引論に終
始していたキライがある大企業
は、社会から資本を集めるのであ
るから、その反対義務として、社会
からの監査を受けるべきであると
いうことから大会社は株式を公開
している会社に限定すべきである
ということを明確に打ち出しまし
た。三億とか五億とか云うのはナ

北 [— — — — —]

「税理士界」(九月一日発行)
の記事は訂正させる

の方々にも出席してもらって対話をしたいと考えているのですが、あの商討で先生の報告の中では「先程の税理士会の記事とは全く異つていて、正式に訂正してもらわない」と、二万会員は迷うと思うのです。

」のものがたくさんあるのだから、
村田 私も社会的要請からの監査
の必要性は認めるし日本の経済基
盤にマッチしたものを考えなければ
ならないと思うが、大衆投資家の
保護という見地から、いわゆる
公開会社に対して効果的な権威の
ある監査をやればよいと思つてい
ます。先日の我々の商討を名古屋
で開催した時に、先生にも出席し

ンセンスであつて、想像会社の異質性に着目したのであって、従来とかわった主張を明確にしました。今の資本金基準には合理性がないですね。有限会社にも一億以上のもののがたくさんあるのだから

が文筆を進める源あ
します……。

北川副会長 そうです。
村田 先に進みますが、これ又、「税理士界」に四月十日付の法律案が出ていますが、そして日税連も我々も、これを基にして問題点をピックアップしているのですが、これは正式には未だ公表されていませんね。

法律案は日税連が
取材して発表した

北川副会長 そうです。これは田

税連が取材したのですね、国会に

上程される見通しと云えます。ただ、それには、いくつかの前提がつくるのですがね。この前の、おたぐの商討で説明したように、政府は第一に入出国管理法案に力を入れ、商法改正は第二であった。商改は日税連の反対運動のみで上程

ショックで日本経済は重大局面に
さしかかっている時に、商法改正
どころではないという空気が経済
界では支配的なんですね。これを
総合するに情勢は有利に展開しつ
つあるという認識です。だからこ

の泣き所は、その辺であつて取締役会も業務監査を自己責任でやる監査役も同じことを行う。取締役会の根本的な検討は設置しているしかし粉飾の当事者は先生も云われたように取締役会である。おまけに当事者厳罰主義でなくて監査役に一方的に責任を強化している。おまけに取締役会の下請的存続が監査役となつていて、これでは、一体、今回の商法改正の真の意図は何であったのか。別に目的があるのではないかと思はれても仕方のないのではないか。げんに法律案の「理由」の中には、粉飾防止と関連されて考えてもらいたいのです。公正な会計慣行の中心的存続といわれている企業経理の指針が大中に後退し相対的の眞実性を保證する「継続性の原則」の形骸化。

北川副会長 私の方から聞きたいのですが、粉飾決算の合法化というのは具体的には、どういうことですか。

村田 それは企業会計原則の修正と関連されて考えてもらいたいのです。公正な会計慣行の中心的存続といわれている企業経理の指針が大中に後退し相対的の眞実性を保證する「継続性の原則」の形骸化。

北川副会長 法制審議会の当初の議論は取締役会にメスに入れようということだったんですよ。

それが、しりぞけられたのは我國の経済実情に合わないということだった。何が実情に合わないかと逆に聞きたいのですがね。

村田 そうですね。だからこそ、今後、ますます粉飾が法的保証のもとで堂々と出来るようになる。企業会計原則の修正を考えあわせると粉飾決算の合法化となり、本末転倒もはなはだしいと思うが。責任の転化をしたのみで、取締役は法的保証され、与えられようとしているのですね。

北川副会長 それと規制するものもで堂々と出来るようになる。企業会計原則の修正と考えあわせると粉飾決算の合法化となり、本末転倒もはなはだしいと思うが。責任の転化をしたのみで、取締役は法的保証され、与えられようとしているのですね。

北川副会長 私の方から聞きたいのですが、粉飾決算の合法化の原則をとつてみても、経済の変化に対応して変更するとしても、客観的な基準がなかったというのがそれにに対する実務界の反発があります。これをいまいっただ正な財政状態表示と公正な会計慣行を斟酌する(三二二条②)でチェックするというのですが、お説のとおり原則の後退でこれらが骨抜きになる危険を指摘しなければならないと考えます。

村田 商法が改正されると取締役会が行う粉飾決算に対して、法的保証が与えられることになる。

北川副会長 ほりさげてもらいたい

全国青税連で

北川副会長 その点をですね。いま申し上げたことも参考にしていただいて、全国青税でほり下さげてもらいたいのですがね。

会計士制度の将来にとって大きなマイナスになる一もし粉飾が出来れば、会計士の信用はなくなる

北川副会長 下請だとは一概に云えないが会社からの独立性が保證されないと想います。

村田 粉飾決算の防止という目的で、会計士協会は反対しないのか不思議ですが。

北川副会長 下請だとは一概に云えないが会社からの独立性が保證されないと想います。

村田 それから今回の法律案が正しいものとすれば、一億円以上は全て対象になるわけですから、いわゆる金融事業と免許事業の企業も入るし、これらの企業から、

粉飾決算の合法化とは どういう」とか

の恣意性による継続性の変更といふことであればそうだが、継続性の原則をとつてみても、経済の変化に対応して変更するとしても、客観的な基準がなかったというの

がそれにに対する実務界の反発があります。これをいまいっただ正な財政状態表示と公正な会計慣行を斟酌する(三二二条②)でチェックするというのですが、お説のとおり原則の後退でこれらが骨抜きになる危険を指摘しなければならないと考えます。

村田 商法が改正されると取締役会が行う粉飾決算に対して、法的保証が与えられることになる。

北川副会長 会計士は監査が任務であるし、後で粉飾が発見されるといふことははどうでしようかね。能力の限界として、そういうことが考えられますね。ちょっと別のことになりますが会計士協会内部は寡占体制化していく個人では職域拡大にならないし、監査法人のみに集中するでしょうね。会計士の階級は分化しているし僕もこの点どうなるのかを聞きたいね。

北川副会長 下請だとは一概に云えないが会社からの独立性が保證されないと想います。

村田 粉飾決算の防止という目的で、会計士協会は反対しないのか不思議ですが。

会計士制度の将来にとって多くの問題だ

商法から適用除外企業が多くなると基本法からみて大問題だ

北川副会長 下請だとは一概に云えないが会社からの独立性が保證されないと想います。

村田 それから今回の法律案が正しいものとすれば、一億円以上は全て対象になるわけですから、いわゆる金融事業と免許事業の企業も入るし、これらの企業から、

経団連から反対が出ると考えられます。そうして、もしこれらを除外するとなれば、これ又、商法という基本法、即ち全てに等しくといふ立場からみると除外企業が多くなる。大きな問題になると思うのですが、銀行などで不正問題が社会問題化したけれども、一般的にいうと二重、三重の監査がありこの上に更にという感はしますが、商法体系からの適用除外が多くなることとなると法理論上からもおかしなことになると思うが。北川副会長 現在、国から監査を受けている企業は、一体、何回、監査すれば気がすむのだという反対が出ていますよ。

村田 もしその反対がとおれば、商法体系上、さきほどの二分化の問題以外に、更に問題が出てくると思うが。

北川副会長 そのとおりだと思いま

ますし、現実的に今の案では都市銀行を例にとっても支店の数と事

業量からいっても実施不可能とな

るでしょう。そして監査報告書

を株主総会へ提出するという改正

の主目的が例外設定によつて、没

却されてしまうでしょうね。

村田 この辺の問題点の追求が日

税連の反対運動の理論展開で弱か

つたのではないでしようか。屋上

屋のことだけではなくて商法の基本法として対象除外があることに問題があるという点ですよ。それが本法として対象除外があることに問題があるという点ですよ。それから反対する団体が別にあるから、反対ということのみで手をにぎり、問題点の追求なくやると、反対勢力の増大にはなつても、政治取引によって分断されるし、現に、中小企業の団体が一億円以下は現行通りということで脱退したことかと、予想するのですが。

北川副会長 たしかに安易に無原阻上、反対反対の一点ばかりでは運動はやつていけないのではないかとおもふのでありますよ。

北川副会長 たしかに安易に無原規と提携団体を求めるのはご指摘のとおり危険があるでしょう。

北川副会長 今度の監査役の業務監査は、適法性のみに限定しているのです。

北川副会長 そんなんに明言できますか。

北川副会長 それは云えます。問題はその接点だと思うのですよ。

北川副会長 本質をつかまえての全文改正じゃないと意味がない。

北川副会長 ご指摘のような心配はないが適正でないといふことも配当を例にとつてみても、適法でないが適正でないといふこともあり混乱すると思うのです。第一監査役の業務監査の範囲はどこまでをいうのか。属性は当然で

ではないでしょうか。だから会社

内部で会社経営の業務遂行の基本

について裏後方に問題が出て、混

乱し、ひいては、投資大衆に迷惑がかかると思うが。

北川副会長 その点は、今度の要

望書に入れるつもりですがね。

あなたのご意見は全く正しいと思

います。

北川副会長 僕は、こういう時期になつ

た審議会でもつくつて、慎重な検討をし、学者にも、独立して理論

的な検討をやってもらうことを痛

く願う所です。この辺にも理論追

求上の大きなポイントがあると思

うが。二七七条ですか、「任務」

という表現がありますね。この任

務とはどこまでを云つているのか

ということです。

北川副会長 たしかに安易に無原規

は私見ですが、日本経済として今

後資本の自由化はさけられない

ことを考へると、今の会計士監査

ではたちうち出来ないことをみこ

して商法に会計士を入れて、コン

トロールを強化して、なんとか、

とりあえやつて、いこうという面

があるようだと思ふ。アメリカのC

PAには対抗できないという配慮

があるようだと思ふ。

北川副会長 それは云えます。

条の二ですが、「公正なる会計慣行」と「斟酌すべし」をとり上げたのです。これが、「公正なる会計慣行」は修正企業会計原則を中心にして考へてあることは理解出来るが、会計処理の客観的原則であるべきものがばく然としている点と要綱では「斟酌しなければならない」とあつたのを「斟酌すべし」と命令形になつてゐる。この三十二条の改正点は大きな問題を含んでいます。これのみではないが、罰則や損害賠償に波及する。三十三条をみても、複式簿記を前提としている。時間がないので「斟酌すべし」に限りますが、命令規定、即ち強行規定なのか、訓示規定なのか、又、「斟酌」という文言もあるまいな感じがしますが。

北川副会長 これは訓示規定だと一般に解釈されているのですがね 村田 訓示規定だとすると、問題があるのですよ。

北川副会長 そらそうでしょう。会計慣行については、法務省の説明は、「会計原則は含まれるが、それのみではない」と。合理的な基準があれば、それに従えばよろしくということですね。もっぱら合理性を求めている。

村田 それじや、その「合理性」を判断するのは取締役会ですね。



条の二ですが、「公正なる会計慣行」と「斟酌すべし」をとり上げたのです。これが、「公正なる会計慣行」は修正企業会計原則を中心にして考へてあることは理解出来るが、会計処理の客観的原則であるべきものがばく然としている点と要綱では「斟酌しなければならない」とあつたのを「斟酌すべし」と命令形になつてゐる。この三十二条の改正点は大きな問題を含んでいます。これのみではないが、罰則や損害賠償に波及する。三十三条をみても、複式簿記を前提としている。時間がないので「斟酌すべし」に限りますが、命令規定、即ち強行規定なのか、訓示規定なのか、又、「斟酌」という文言もあるまいな感じがしますが。

北川副会長 これは訓示規定だと一般に解釈されているのですがね 村田 訓示規定だとすると、問題があるのですよ。

北川副会長 そらそうでしょう。会計慣行については、法務省の説明は、「会計原則は含まれるが、それのみではない」と。合理的な基準があれば、それに従えばよろしくということですね。もっぱら合理性を求めている。

村田 それじや、その「合理性」を判断するのは取締役会ですね。

北川副会長 計算
段階でそらでしような。
村田 そうすると、前に述べた妥当性を含む業務監査権を監査役に与えているのであれば結局は、取締役会と監査役との関係は一層むづかしくなるし実際の運営上は取締役会が自由に出来ることになる。僕は、この二つの表現は全然ちがうと思います。「しなければならない」と「すべし」では、又合理性とはいっても引当金設定についての取締役会の判断する合理性

引当金と継続性の緩和した点を考えると、三十二条で、これに対する法的保証を与えることになりはしないかとみる。
北川副会長 そういう見解も成り立つでしょうね。私自身、公正な会計慣行を合理性とみると、若干断定することはもう少し、研究して見る必要があると思っています。

村田 違法配当、決算無効の訴えの基準に三十二条はなると考へられるし、二十七条の「任務」に妥当性まで入れば、監査役の強化とはいっても、本質的には、責任強化のみで、業務監査そのものを形骸化させてしまつているといえます。そして認められつつある時、単なる政治は妥協の芸術なりという低次元での商法改正の問題点を考えることは、日本経済の発展にとって、税理士制度、会計士制度の将来の為に禍根を残すと思うのです。ですから、木村新執行部は、

北川副会長 たしかに、そういう見方も有力ですね。

「政治は妥協の芸術なり」
といふ低次元では解決しない本質的な問題が多い
—理論的認識の不足が分裂の原因—

正しい認識を二万有余の会員にうえつけ、執行部だけの反対運動ではなくして二万有余の会員の強力な支持による反対運動を理論をバックにしてする必要があると思う。

我々も側面から協力するといふにしたいと思うのですが、分裂が起つたのもその主因は理論的認識の不足が原因と思う。

日税連の三つの柱とは

北川副会長 同感ですね。日税連の三つの柱は、(1)理論武装を強化し、これを創造的に発展させること。(2)情勢の分析に基づいてこれに適応した具体的運動を展開すること。(3)日常業務はこれが急に阻害されはならないことです。
村田 日常業務というのは、日税連の日常業務ということですか。
北川副会長 いや、税理士の業務を含めて会の通常会務も更には業務の改善とか経営の合理化等です。

付加価値税導入について
村田 最後に、付加価値税導入について

いつもいつも文書ばかりですと
限度があつて意思の疏通の点から
みても最善とは思ひませんので、
是非やりたいと思つています。対

話形式で。我々も純粹な氣持で意
見をいうし、日税連も我々に対し
て意見を云つてもらいたいので
す。

北川副会長 一度やりましたね。

正副会長会に正式に提案してみま
しょう。私個人としては賛成です
から。ただ、会長決裁になります
ので。

全国青税連は日税連 のワク中で行なう

—日税連を動かす
という形で—

村田 それから、この点をよく認
識してもらいたいのですが、私は
法改正にしろ何にしろ、あくまで
も、日税連を動かすという形で、
日税連のワク中で運動をやつてい
くことは代議員総会や地区別代議
員会で会長判断として主張し、執
行部も、余貢もなつとくしてもら
っているのです。この前的小林法
相直訴にしても、日税連の運動を
盛り上げる、協力するという意味
でやり、慎重を期す意味で、溝田
会長にも了解をとつたのです。

あくまでも日税連を動かすとい

うことでやり、ワクをはずしたく
ない。これは全国青税連の大きな
組織の行動原則としています。中
にはワクを出てやらないと本当の
運動は出来ないと代議員の声
もあるのですが。私は、そのよう
に考えておられるのです。この辺は、
十分に理解しておいて下さい。

日税連執行部が誤つてお れば正してもらいたい

北川副会長 日税連としても、そ
のようにお願いしたいし、もし、
日税連執行部が誤つておれば、正
してもらえばよいと思う。

村田 私の考えでは、日税連の動
きの情報を適格にとらえる為に、
今後、北川先生なり朝日先生なり
最高執行部の先生がたに直接きい
てやつていく考え方です。

北川副会長 さんせいです。正確
な情報を伝える意味でよく判りま
した。その点は、よく木村会長に
伝えておきましよう。それは、い
いことです。

(完)

第四回全国青税連野球大会が次のとおり開かれることに第二回
理事会で決定しました。

なお、今回は会員多数の参加を期するため、特に誰でも出来る
「ソフトボール大会」となりました。

一、日 時 十一月十一日(木)午前九時

雨天の時は翌十二日(金)

一、場 所 名古屋市・瑞穂総合競技場(球場)
一、参加チーム(予定)

東京・大阪・名古屋・関信・神奈川・東海・長野
四国(以上八チーム)

試合終了後、懇親会を行なう予定。詳細は会員あて
別途通知します。



れるのに、時間が延びてしまい、
「ひかり」を「こだま」に変更し
てまで、協力された。

(二)の対談には、吉原広報部長と
櫻井広報部員が参加したが、如何
に対話を必要であるかを痛感し
が不十分な点を補完しました」と
のことでした。

(広報部)

昭和四十六年度 親睦野球大会「お知らせ!

(ソフトボール)

第三回全国青税連野球大会が次のとおり開かれることに第一回
理事会で決定しました。

なお、今回は会員多数の参加を期するため、特に誰でも出来る
「ソフトボール大会」となりました。

一、日 時 十一月十一日(木)午前九時

雨天の時は翌十二日(金)

一、場 所 名古屋市・瑞穂総合競技場(球場)
一、参加チーム(予定)

東京・大阪・名古屋・関信・神奈川・東海・長野
四国(以上八チーム)

試合終了後、懇親会を行なう予定。詳細は会員あて
別途通知します。

談会が開かれることを切望する。
(一)お、北川副会長は「ご質問の
趣旨をはきちがえた部分は、ご質
問を一部訂正させて戴くと共に私
の発言も修正した。又、私の発言
が不十分な点を補完しました」と
のことでした。

第十号「会報」発行の動きを追つて

資料

『商法の一部を改正する法律案』 等に関する意見書（案）

昭和46年4月10日付、法務省立案にかかる「商法の一部を改正を改訂する法律案」並びに「資本の額が一億円未満の株式会社に関する商法の特例に関する法律案」は過般、公表された商法の一部を改訂する法律案要綱をもとに法文化されたものと考えられる。

いうまでもなく、その意図するところは株式会社監査制度の強化により粉飾決算を防止するため監査役に業務監査権を付与するとともに、その権限の強化と拡大を図り、さらに会計監査人による外部監査制度を導入することを骨子とするものである。

しかしながら、われわれは、すでに株主総会が形骸化し、取締役会が法本来の機能を充分に果していないわが国株式会社運営の実態に照らし会社機関相互の見直しを図らなければ、粉飾決算防止の実効は期待できないと考える。

そこで当会は、かかる商法改正案が、わが国経済社会に及ぼす影響が極めて大であることに鑑み、その主要問題点を擧示して、今後なお会社制度全般にわたる慎重かつ充分な検討を加えられるようよく要望するものである。

「商法の一部を改正する法律案」 等に関する意見書（案）

〈各論〉

一、資本金基準により、特例法適用の範囲を画することは適当でない。むしろ大会社を規制する特例法を設け、その株式を取引所に上場している会社に限定すべきである。

二、商法に特定の職業人による外部監査制度を強制的に導入することには反対である。利害関係人の排除を明確にしたうえで、監査役の機能を補完する制度に限定すべきである。

三、監査役に業務監査権を与えることは、取締役会の業務執行を著しく防げ、会社機関の機能強化が要請される経済情勢に適応しない。

四、取締役と監査役の損害賠償責任の均衡を図るべきである。

五、親会社の監査役（会計監査人）に子会社の業務及び財産の調査権を与えることは子会社の独立性を阻害するばかりでなく、将来連結財務諸表制度導入の布石となり、連結納税申告制度の創設によって、税理士職域を不正に侵害する虞がある。

六、零細企業に複式簿記を強要する商法の規定には反対である。（9月18日、日税連・商対正副委員長会で検討された原案です。）



(九)月七日、待望の「会報」第十一号印刷完了との連絡を受け、翌八日午後六時連盟本部まで会報が届く。ズシリと重い二十四頁の会報をみて、今までの苦労が一ぺんに吹っ飛ぶ。期待と不安が交錯する中を恐る恐る会報をめくつてゆく。(九)月十日、連盟本部へ委員が集まり会報の発送をする。

(九)月十五日、敬老の日を利用して会を開き、当日は委員全員と村田会長とで夜まで第十号の批判・第十一号の企画など熱心に討議を行なう。

(終)りに、会報発行に際し、村田
会長の多大なご協力があったこと
を付記しておく。

「東京青税連」だより

東京青税総務部長 平山 玲星

第一回役員会において、一年間の会務を執行していく上で、青税の指導理念の確立が必要である事が確認され、そのために「商法問題、税理士法問題」を中心とした役員研修会を七月十一、十二日にかけて行なった。

ゼミナールは、はじめに「商法問題」をめぐり寺沢会長をチュータにして進められ、商法問題の本質をするべく言及討議した。ついで「税理士法問題」をめぐり岩田副会長をチューターとして進めた。税理士法改正の中心は何といっても「特試」の廢止であるという意見が多く、また現在日税連でおばけ化しようとしている。

ゼミナールは、はじめに「商法問題」をめぐり寺沢会長をチュータにして進められ、商法問題の本質をするべく言及討議した。ついで「税理士法問題」をめぐり岩田副会長をチューターとして進めた。税理士法改正の中心は何といっても「特試」の廢止であるという意見が多く、また現在日税連でおばけ化しようとしている。

何よりも全会員に発表させるべきだという点に意見が集中した。本年度の特別委員会の委員長には次の各君が任命された。

税理士法対策特別委員会 岩田克夫
商法対策特別委員会 萩野弘康
業務改善特別委員会 山神昇
組織強化特別委員会 山口勝男
各委員会の活発な活動が期待される。現在税理士会がかかえていた諸問題の解決をみいだすべく八月二十日には東京青税執行部と東京会の青税会員理事等との懇談会を行なう。

昨年九月に東京地方税理士会(神奈川・千葉・山梨の三県)のうち神奈川県の青年税理士の有志によって神奈川青年税理士クラブが結成された。今年七月二日の第一回総会が開かれ今まで七十名の会員の組織まで発展した。小さな集まりから大きな集まりに発展して行く過程の中で、内部的にも外部的にも種々の変化を伴って行なっている。

神奈川青税も、外くものである。神奈川青税も、外から種々の思惑を受けている面もあるが、これは未だ青税クラブの内容的なものが周知されていないためと思われる。内部的には会員の増加に伴って、青税クラブの活動がいかに全会員の理解を得るか、会執行部の運営感覚を常に洗練していかなければならない。

神奈川青税の具体的活動は、総務部の記録の中から抜すいで近況報告といたします。

商法改悪阻止 資金カンパ

全国青税連では税理士会の二万有余の会員に対し、商法改悪のポイントを判り易く説明したパンフレット（商法の一部を改正する法律案に関する意見書）を送付して、正しい認識をもった上で反対運動を盛り上げることに10月8日の第2回理事会で決定しました。

発送諸費・印刷費が、全国青税連の予算では、まかないきれないでの、会員から1,000円以上の資金カンパをお願いすることになりましたので、ご協力ををお願いする次第です。

昭和46年10月8日

全国青年税理士連盟

※資金カンパ送付先

同封振替用紙で全国青税連口座までお願いします。

「シンポジウム」を開催します

◎ 報告者を募集 ◎

ECC諸国を始め、次々と実施されつつある付加価値税について、わが国も昨年の「自民党歐州税制調査団」の報告及び税制調査会の答申にもみられるところ、付加価値税の導入は必至となつて來た。この機に際し、われわれ税理士も付加価値税の本質を深くさぐり付加価値税と物価上昇との関連性・直間比率の問題・税理士業務との接点・その実施気運の背景などいろいろ研究を要すると思ひます。プロフェッショナルとしての税理士の重要な問題です。積極的な参加を望みます。

一、日 時 十一月十九日（金）午後一時から
一、場 所 東京税理士会館
一、テー マ 「付加価値税について」

青税連以外の会員の方々の参加も歓迎します。

なお全国青税連会員で、意見発表を希望する方は
十一月十日（水）までに亀田研究部長（〒55 大阪
市北区高塙町22フキヤビル内）までご連絡下さい。

埼玉青年税理士クラブ
団体加入近し

埼玉県下の個人加入会員十一名が中心となり、昨年から連盟本部と連絡をとりつづいて団体結成に努力していたが、いよいよ埼玉青年税理士クラブとして発足することになった。会員数、約五十名。

（創立総会）

午後二時・村山事務所
昭和四十六年十一月十三日（土）

第2回理事会終る

10月8日（金）於京都

地方からの出席
も多く盛大であ
つた。

6 付加価値税導入に関する件
5 税理士法改正問題に関する件
4 その他
3 交換

十月八日午後一時より、京都府立勤労会館にて本年度第二回の理事会が開催された。福井の斎藤理事をはじめ

全国青松連は二年前から個人加入制度を、大きく前面にうち出し文書によるPR、現地出向を中心として活動してきたが、その成果として、東京、大阪、名古屋以外から約三〇〇名の会員があつた。今年度は、連盟本部と有機的に直結させた地区別の組織拡大推進委員会を設置することになり、十一月一日付で三十一地区の各県別組

会長 村田 照

題を審議した。

北海道は広範囲なので、帶広

総括大推進委員会の委員長（原則として、組織部の理事を中心として選任した）に委嘱書と八項目の連絡事項を各委員会に要望した。そして、P.Rの資料として会報第十号と入会申込書のハガキを小包便で発送した。なお副委員長と委員の若干名は、委員長に全てを一任することにした。

又、一人一名紹介運動」を実施することにして、十月一日付で各団体と個人加入会員全員に文書でもつて要請した。

市、札幌市、函館市を中心にして、市単位の委員会とし、九州北部は、福岡県、佐賀県、長崎県を一本にまとめた委員会とし、これは、地元の意見を採用したものである。

申込書を送付した。第十号の会報と近く完成するシオリを未加入者に送付する予定である。月初旬から実行しているとの報告をうけた。

全国青税連は、会員の意見を求める為に左記の文書を個人加入会員全員と団体加入五団体の責任者に十月一日付文書でお願いした。

現 在、高松市、浜松市からの入会別）に五名の副会長が、それぞれ本部地区別委員長として担当している。

席した木田会長の率直な意見が述べられ、また、本問題が相つづき、午後六時まで熱心に討議された。

一、經理部 催、代議員二二一
兩建經理する
ス發行

(3) 本年度は会報を八回発行します。十月に北川副会長と村田会長の対談(一〇頁)を中心収録し、十一月号は木村会長とのインタビュー記事で発行しますが、特に九月号に対する批判。(4) 日税連に要望したいこと。

心に討議された。

主なる決議事項は次のとおり

- 一、研究部 シンポジウムを東京で開催
- 一、厚生部 野球大会を名古屋で開催
- 一、組織部 シオリを作成
- 一、広報部 十月に臨時号、十

一、 経理部 両建経理する
商対で作成した「商法の一部を
改正する法律案に関する意見書」
を承認し、二万有余の会員に配付
する為に、〇〇〇円以上の資金を
カンパを決定した。
付加価値税については、小委員
会の設置を決定した。

長の対談（一〇頁）を中心に発行し、十一月号は木村会長とのインタビュー記事で発行しますが、特に九月号に対する批判が、日税連に要望したい」と。以上の四つの事項について、文書又は電話で連盟本部までご意見をお寄せ下さい。

周年記念号を発行
決算チエックリスト
ト作成

副会長会と懇談会を行ないたいの
で承認してもらいたいとの提案が
あり、村田会長に一任と決定。

青森の奈良会員より十月八日付
で部会、理事会の様子を知りた
いとの連絡があった。

第一回商法対策特別委員会終る 於名古屋



平山委員長の本年
進め方
「その他」

(議題)
一、現状分析と今後
後の見通しの検討
二、具体的運動の進め方

正運動は出来ないとの意見が発表された。商対は、まずフリートーキングの形式で色々の角度から議論をした。この中で、各税理士会の商法改正に関する動きも報告された。

当日は、名古屋税理士会会长で日税連副会長の北川孝先生も参加され、約一時間話しあった。この中で注目すべきは「過去の

九月一日、名古屋税理士会館で午後一時より六時半まで開催された。

度の委員会運営について抱負をのべ、村田会長から「商対として、一日も早く四月十日付の法律案に對する我々の意見書を、わかりやすく、読みやすいようなものを作成してもらいたい。なお、あくまでも、去年十一月に公表した商法改悪の本質(レジメ)をベースとし、これの改訂版としたい。そして、出来れば二万有余の会員に送り、商法改悪の正しい認識をうえつけたい。正しい理解と正しい認識なくして、総力を上げての法改

作成して十月八日の京都で開催される第二回理事会にかけるために原案作成を矢頭商対担当副会長にお願いすることになった。

九月十四日、村田会長と平山委員長

その後、原案が出来上ったのでお願いすることになった。
◇
(写真・商対特別委員会)
出の商対委員と打合わせた。
れた広報部常任編集委員会に出席のため、一任された平山委員長は大阪合同税理士会館で、理事会提出の最終的な委員会原案を大阪選出の商対委員と打合わせた。

個人加入会員各県別員数

昭和46年10月18日現在

県名	員数	県名	員数	県名	員数
高知	14	埼玉	11	北海道	9
福岡	11	群馬	1	岡山	1
大分	1	長野	25	山形	8
福井	7	静岡	10	島根	1
香川	7	奈良	1	宮崎	1
新潟	11	鳥取	1	鹿児島	1
福島	1	根室	1	愛媛	1
秋田	5	広島	7	知	1
岩手	9	山口	3	佐賀	1
茨城	3	石川	1	長崎	1
栃木	1	青森	5	合計	161

団体加入別員数

(1)	東京青年税理士連盟	385名	(10月1日現在)
(2)	大阪合同青年税理士連盟	540名	(10月1日現在)
(3)	名古屋青年税理士連盟	237名	(10月1日現在)
(4)	神奈川青年税理士クラブ	71名	(9月15日現在)
(5)	鹿児島県支部青年部会	37名	(7月1日現在)
合 計		1,270名	
総 計		1,431名	

◇ 副会長責任分担表 ◇

副会長名	責任担当部署	組織拡大担当地区	本部地区別委員長
各務重則	厚生部・業務改善部・規約委	東海・北陸・中国	
増田昌弘	広報部・組織部・同好会	東北・北海道	
矢頭昇	総務部・研究部・経理部・商対委・税対委	四国・北九州・南九州	
小川幸男		東京地方(神奈川中心)	
山村利喜	業務改善部に協力	関信(埼玉中心)	

各地の組織づくり

全国各地で、次々と全国青税に入加入しています。地方会員も組織拡大に懸命であり、その一端を紹介することとします。

山形（東北）

組織部副部長 安孫子 国祐

三年前より東北一和会を中心とし、県内的一般試験合格者の集りが出来、年三回の集会をもっています。現在全国青税加入者は七名ですが、米沢地区の若手税理士懇談会とも連絡をとりつつあります。

九州（北九州）
組織部副部長 森山 積
九州北部税理士会会員中約二八

全国青税連は、地区別の組織拡大推進委員会を中心に組織拡大の活動を強力に推進しております。現在、約一、五〇〇名の会員ですが一人でも多くの会員を迎えるために「ひとり一名紹介運動」を行なっております。

青年税理士の方が、会員諸兄の本連盟の趣旨に賛同下さる

○名が昭和生れであり、現在名簿を作成中で連盟本部とタイアップし、会員を広めたく思います。また久留米末広会員にも働きかけます。

帯広（北海道）

組織部理事 谷本 宏

地域が非常に広く、会員相互の面識が全くないので、私は帯広地区を中心とし札幌若手グループを始め道内の各地区に呼びかけようと思います。

小千谷（新潟）

組織部理事 大淵新一郎

新潟支部魚沼部会員一二二名の内、全国青税該当者は七名で三名は個人加入済です。

全国青税連に入会しよう

「ひとり一名紹介運動」を強力に――

お知りあいにおられましたら、是非当連盟本部まで、ハガキでご一報下さい。「入会のしおり」をお送り致します。規約上、年令制限はありません。

連盟本部
〒152 東京都目黒区碑文谷
一十九・十三
電話(03)716-5383・7563

贈呈 「実例」税理士事務所運営あれこれ

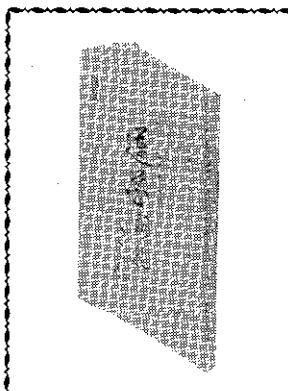
A5判
180頁

月刊『会計ニュース』今がご契約のチャンス!!

会計ニュース会員全員に謹呈
何月号からでも
今ご契約戴ければ贈呈

目次

- 第1章 税理士業務以外を法人化した例
- 第2章 後継者問題
- 第3章 コンピューター問題
- 第4章 税理士事務所の就業規則集
- 第5章 顧問先の会運営
- 第6章 職業会計人としての挨拶集
- 第7章 税理士の病気
- 第8章 会計ニュース利用
- 第9章 特別寄稿



全国の先生方に喜ばれています
創刊以来13年
発行部数260,000部

- 会計ニュースは先生の会報です
- ご一報下さい見本お送りいたします



(株)日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57

支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル3F

佐原ビル4F・7F

電話 06(941)7227(代表)

電話03(356)0769代(352)0769

支社 別府 0977(3)0510

昭和四十六年七月十八日改正

全国青年税理士連盟規約

第十条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第十一條（選任の方法及びその数）

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

第十二條（代議員の選出方法）

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めたる。

第十三條（代議員の選出方法）

会議は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十四條（代議員の選出方法）

代議員の任期は次期代議員選任会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

第十五条（代議員の選出方法）

本会の事業年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日までとする。

第十六条（代議員の選出方法）

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

第十七条（代議員の選出方法）

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

第十八条（代議員の選出方法）

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

第十九條（代議員の選出方法）

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

第二十条（代議員の選出方法）

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

代議員選任規程

第一条（選任の対象）

本会の代議員は会員の中から選任する。
各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定員三名と更に会員數十五名につき一名とする。

編集後記

臨時号をお届けします。

日税連は新体制となり役員の担当部署も発表され、時を移さず村田会長による「北川副会長（商法担当）との対談」が実現しました。

新しい日税連の基本姿勢の一部で特集することになりました。

でも、この対談からお読みとり戴ければ幸いです。

新規も終り、広報部は最大の努力をしています。

全国青年税理士連盟

東京都目黒区碑文谷
1丁目19番13号
電話(03)716-5322・7563
下 152
税理士会 田中 昭村 岩原啓一
会長 長吉 喜一
理 事 会長
第六条 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、
会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、
して請求したときにはこれを招集しなければならない。